

- C2  
1113  
酒= 53-06

共七本

明治十年  
七月  
山梨縣布達之寫

十一

08  
113  
53-06

明治十年七月

兩假

やまなまけんたふきのうつぎ

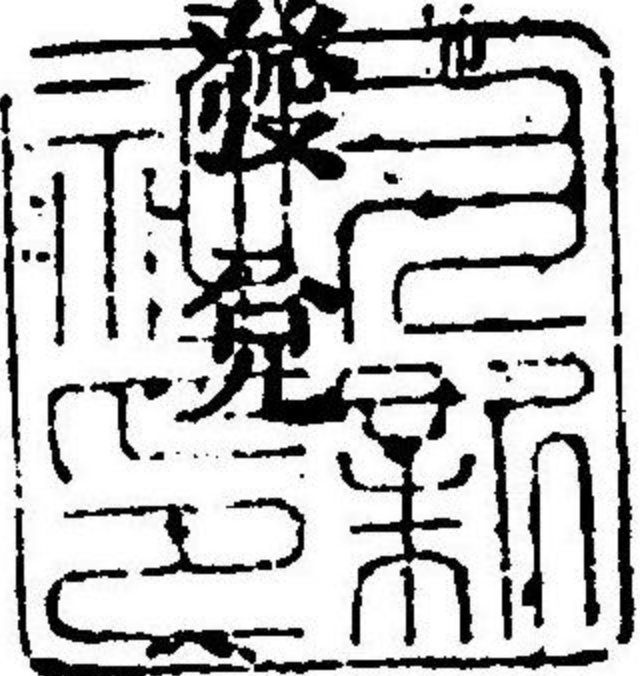
名附

山梨縣布達之寫

甲府市盤町四番地

又新社

發兌



東青區

山梨縣

附石

山梨縣布達の寫索引

本縣甲第百八十一號より二百十一號に至る

太政官第四十五號より五十四號に至る

内務省甲第十三號十四號

大藏省甲第二百二號二百三號

海軍省甲第四號

地租改正事務局甲第一號

宮内省達

工部省第八號より十號に至る

本縣乙第八十七號より九十七號に至る

山梨縣學事報告第九號より十九號に至る

山梨縣衛生報告 第四號

萬國郵便聯合條約へ

七月二日

連盟

一丁

○甲第百八十二號

同三日

商賣取締規則頭取

十三丁

○甲第百八十三號

太政官第十七號

同四日

郵便切手改正

十三丁

○甲第百八十四號

同日

一岡裁判所以下四級判事補下

同丁

○甲第百八十五號

同六日

本縣師範學校生徒

十四丁

布達之寫

索引一

○甲第百八十六號 同七日 造船所定雇職工規則 同丁

○甲第百八十七號 同 日 西狀所持の者陸軍に從事免除 十五丁

○甲第百八十八號 同九日 舊社寺領上地處分方 同丁

○甲第百八十九號 同九日 縣稅徵收規則改正 十六丁

○甲第百九十號 同十一日 民刑事上告裁判と經て 十九丁

○甲第百九十一號 同 日 諸証書姓名は本人自ら 同丁

○甲第百九十二號 同 日 硝石輸出の儀當分禁止 二十丁

○甲第百九十三號 同 日 府廳社以下神社什物取締 同丁

○甲第百九十四號 同十二日 佛國巴里府萬國大博覽會 同丁

○甲第百九十五號 同十四日 外國渡航日本館商船 廿一丁

○甲第百九十六號 同 日 山間海岸地等の稅額 同丁

○甲第百九十七號 同十六日 行啓之節旗章揭方 廿二丁

布産之篇

索引二

○甲第九十八號

同日

本縣師範學校內中學豫備  
科私費生徒入學差許

同丁

○甲第九十九號  
大政官第五十三號

同十七日  
四七日十

地租徵收期限改定

同丁

○甲第二百號

同十八日

地租徵收一期納日限

廿三丁

○甲第二百一號  
內務省甲第十五號

同日  
二七日十

靜岡縣下伊豆國郡界更正

廿四丁

○甲第二百二號  
大藏省甲第十八號

同廿日  
四七日十

愛知縣下紛失之秩祿公債  
證書發顯

同丁

○甲第二百三號  
大藏省甲第十九號

同廿一日  
六七日十

愛知縣下第十一國立銀行  
開業

同丁

○甲第二百四號  
工部省第八號

同日  
四七日十

兵庫縣下神戸港に  
竿燈設置

廿五丁

○甲第二百五號

同日

賣藥免許期限改正  
追加

同丁

○甲第二百六號

同廿四日

未熟の菓物は賣鬻不相成

廿六丁

○甲第二百七號  
工部省第九號

同日  
十七月二

長崎縣下平戸港伏瀬礁標  
破壊

同丁

○甲第二百八號

同廿六日

社寺參籠人取締規則

廿七丁

○甲第二百九號  
太政官第五十四號

同廿七日  
十七月二

本年蠶種免許印紙見本  
御下々

廿九丁

○甲第二百十號 同廿八日 青森函館間海底電信線 修理竣功  
工部省第十號 十四日

○甲第二百十一號 同卅一日 民事訴訟事件 代理人限揭示中

全 乙号索引

○乙第八十七號 七月三日 埋葬人名取調離形 一丁

○乙第八十八號 同五日 煙草印紙貼用方心得 同丁

○乙第八十九號 同日 小學授業生雇入届方 同丁

○乙第九十號 同十九日 補充各種兵入營期日 二丁

○乙第九十一號 同廿日 學校事務掛廢 三丁

○乙第九十二號 同廿三日 賣藥規則鑑札願受手續 同丁

○乙第九十三號 同廿五日 縣稅規則改正 四丁

○乙第九十四號 同日 學校建築法十四條中訂正 同丁

○乙第九十五號 同廿六日 學校建築の儀に付再達 同丁

○乙第九十六號

同廿八日

の布告布達費區町村へ配達

五丁

○乙第九十七號

同三十日

公用書並に布告布達書郵  
受便取脚形夫賃官費支給に付

同丁

山梨縣學事報告

山梨縣衛生報告

○甲第百八拾一號

七月二日

太政官第四十五号 九月十日

今般萬國郵便聯合條約へ連盟相成候に付別冊相添此旨布告候事

千八百七十四年即ち明治七年十月九日瑞西國ヘルン府に於て締結せる萬國郵便聯合條約

下に記名する各國政府の全權公使と兼員の協議により更ニ批准と得べきものとて左の條約と修整せり

第一條 締盟の諸國は各々其郵便局の間に郵便物と交換せん爲め萬國郵便聯合の名義と以て單一の郵便邦疆と

書とべき

第二條 此條約に遵ぐ交換とべきものは聯合の諸國より發せ聯合の諸國に遞送すべき信書端書書籍新聞紙諸般の印刷物其他商品の見本公用及び商用上の書類とす又聯合の諸國と聯合外の諸國の間に前節記載の郵便物と交換することあるべき但し此交換は少くも二個以上聯合の州郡を要するときに限るべき

第三條

聯合疆内に於て拂はまひべき郵便税は前拂にて信書一通廿五せんちむ(一せんちむは我が凡そ一厘九毛に當ると定む可也然れども通貨其他計算上の異同を調

理せん爲め右定税を多少増減するは各國其自由に任すべし尤も此増減は三十五せんちむより過超せざるべく廿せんちむより減少せざるべし重量十五ぐらむに過ぎざる信書は一通となすべし故に此重量に超る信書は毎十五ぐらむ若しくは其分數毎に通づの定税を拂はまひべし前拂せざる信書は其届先の國に於て二倍税を拂はまひべし郵便端書は前拂せると以て定則とす尤も其税額は前拂信書定税の半減たるべし若しくは其税額に分數を生ずるが如きは之を全數に充てべき



聯合疆内よ於て海運の路程三百海里以上に及ぶものは通常税の外更に増税を拂はまむ此増税は聯合疆内に於て前拂信書定税の半額に超ゆべからず

第四條 公券及び商用上の書類商品の見本新聞紙假綴又は本綴の書籍、雜誌、樂譜、名刺書、名録、大意、報告書、又は廣告書類は活版木板に拘はらる石版筆書寫真を間はる聯合全國を通過して一箇七せんちむづつ定税を拂はまむべし然るども通貨其他計算上の差同と調理せん爲め右定税と多少増減するは各國其自由に任まべま尤も此増減は十一せんちむより過超せざるべく五せんちむより低

減せざる可也

重量五十ぐらひを過ぎざるものと以て一箇となまべま故に此重量に超るものは五十ぐらひ毎に若まは其分數毎に一箇の定税と拂はまむべま

聯合疆内に於て海運の路程三百海里以上に及ぶものは通常税の外更に増税と拂はまむべま

但ま此増税は聯合疆内に於て此種の郵便物より拂はまむべき定税の半額を過ぐべからず

此種の郵便物の最大重量は商品見本類と二百五十ぐらひ其他の郵便物は總て一千ぐらひを制限まべま

聯合の各國政府は其國の政令法度に矛盾を發行せ  
る此種の郵便物と其國境を通じて遞送配達せざるの  
權利を有すべし

第五條 第二條に記載せたる郵便物は書留を以て遞送を  
るを得べし

各書留は郵便物は前拂せざるべし  
前拂は書留郵便物又は書留にあらざる郵便物も同様た  
るべし

書留手数料及び書留を領受せたる報知の手数料は之を  
私出せる國の内地郵便成規に遵て取立可き金額に過ぐ

べからせ

非常變災を除くの外其他原因により書留郵便物を毀  
失せるときは毀失を醸せたる地の郵便局又は其海運を  
取扱たる局より五十ふらんく（一ふらんくは我凡の償金  
を其差出人又は差出人の望みにより受取人へ拂ふべし  
尤も國法により書留郵便物の危難辦償を擔保せざる郵  
便局は此限にあらせ

此償金は成丈け遅滞なく拂ふべし若し遅滞するも其請  
求を促せたる日より一ケ年を過ぐべからず  
請求を促がその時限は最初其書留と差出せたる時より

一ヶ年の中に促がすべし此期を過ぐれば其請求を許さず

第六條 各種郵便物の前拂は之と發出する國に於て發行する郵便切手又は郵便封皮を以てそへ

前拂せざる又は不充分な前拂きたる新聞紙又は其他の出板物は之を遞送すべからず尤も其他の郵便物は前拂せざるも不十分に前拂せるも總て前拂せざる信書と見做して之を遞送す信書定税の二倍を取立て但し郵便封皮或は切手を以て多少の税を拂へるものハ之を引去り右倍税に算入すべし

第七條 聯合疆内に於て郵便物を再達し爲め何等の増税をも取立てべからず

然れども聯合の一國內に發きたる其内地遞送の郵便物と再達の爲め聯合の他國へ其内地遞送とて差立るときは其届先の郵便局に於て其内地遞送税を増加すべし

第八條 郵便事務に關したる公用信書は都て無税にて遞送すべし尤も右公用信書の外は無税又は減税遞送を許さず

第九條 既に記載したる第三第四第五第六第七條に依りて領受せる金額は各局の所得とて之を収む可し故

に聯合の各郵便局は互に計算と保つに及はせ  
信書其他の郵便物は前數條に記載する如く當然拂はせ  
むべき税額の外發出地又は到着地を問はず差出人或ひ  
は請取人より何等の税をも取立べからせ

第十條 聯合の疆内を通じて繼越郵便と往復するは正に  
其自由を保証すべし故に聯合の各郵便局は其時の都合  
と事務の緩急に依り閉塞又は開塞を以て其媒介國を通  
ぎ互に繼越物を遞送交換するは全く其自由に任すべし  
閉塞又は開塞は其郵便局の任意を以て最も速達すべき  
線路へ向け之を遞送すべし若數條の線路均しく速達せ

得べきが如きは其差立局に於て其最も速達せ得べき線  
路を撰定するの權利を有せり  
信書其他の郵便物の數夥多にして繼越局の手續と類は  
すに足るものゝ如きは閉塞に仕立るを以て通例とす但  
し差立の郵便局は其因故を告知すべし  
差立局は其繼越局に對て閉塞又は開塞に拘はらせ信  
書は正量キログラムに付二フランク第四條に掲載せる  
郵便物は正量キログラムに付二十五センチメートル、手  
料とて拂ふべし  
一の媒介局を通じて繼越すべき郵便物の重量七百五十

ギログラム以上に至るときは此手数料を増加して信書は四フランク第四條の郵便物は五十センチとあすべ  
 去然ども繼越郵便の爲是迄現み手数料を取立ざるか或  
 ひは下低の課金を収入を來たる場合に於ては従前の振  
 合に遵ふ可は勿論のこととす  
 聯合の疆内ふ於て路程三百海里以上を通ず繼越物を海  
 運するときは其海運の取扱をさせる若しくは其事業を  
 維持する郵便局は其海運に屬する費用を領受するの權  
 理を有すべし  
 聯合の各局は此海運に屬する費用の成丈け減少せんこ

とを對とむべし  
 海運の事業を維持する郵便局は信書は正量キログラム  
 に付六フランク五十センチ第四條の郵便物は正量キ  
 ログラムに付五十センチを過ぎざる金額を其差立局  
 より要請するを得べし  
 此海運の費用は前節記載の金額より決して多らざる  
 べし故に現費より多き金額を海路運送の費用とて拂  
 ふべからむ  
 閉塞又は閉塞に拘はらる繼越郵便物の重量を整調せん  
 爲め双方の協議を以て其勘定期限を約せ會て二週間遞

送せざるもの、計算をあすべし。此計算は他日精算仕上を爲す迄双方の郵便局に於て計算の根基とあすべし。各局夫々精算仕上を督促するを得べし。

第一 繼越物の遞送方法に於て必要ある變更とあせ  
之場合に於て

第二 最前計算を爲すたる日より一ケ年の期限の過ぎ去るときに於て

本條の諸節目は印度郵便又は紐約柔港間の鐵道に依り合衆國を横截して到着せるものに其効力を及ぼさざるものとす。斯の如き郵便事務は其相關涉せる郵便局の間

に取極めたる一種の約條とて其取扱を續くべし

第十一條 聯合の諸國と聯合外の諸國の間の約束と即今存在する又は將來締結すべき一種の條約に依りて之を整理

聯合國外に遞送すべき郵便税は前節一種の條約に依りて之を定む可し。此場合に於ては聯合内の定税に右の税額を加ふべし

第九條の節目に從て聯合内の定税を左の如く割合ふべし

第一 聯合の差立局は他の外國へ差立たる前拂郵便

物より其聯合内定税の全額を収領し得べし

第二 他の外國より發せし前拂せざる郵便物を受取る  
たる局其聯合内定税の全額を収領し得べし

第三 他の外國と閉塞を交換する聯合内の郵便局は  
其外國より到着せる前拂の郵便物及び其外國へ差  
立たる前拂せざる郵便物より其聯合内定税の全額  
収領し得べし

第一第二第三項に記載せし場合よ於て外國と郵便物と  
交換する局は繼越の爲め何等の勘定を要求するを得ず  
然もども其他の場合に於ては總て第十條の箇條も遵て

繼越の爲勘定と求むると得べし

第十二條 價額公記の書狀及び郵便爲替証書の交換は聯合  
の數國若しくは其群國の間に特別の約條を以て之を定  
む可也

第十三條 聯合各國の郵便局は此條約を實施せん爲め協同  
合議を以て必要ある細目及び順序を規畫し以て細目規  
則を定む可也

此細目規則の條款は協同合議と以て尙ほ之を變更し得  
べきは勿論たるべし  
總て聯合も干渉せざる事件例へは分界地の交換方法近

國を通ずる低税遞送の區域を定め郵便爲換証書及び價額公記書狀等の交換方法を定むるが如きは各局に於て夫々適切な處分とあそべ也

第十四條 此條約の諸條款は各國内地の郵便成規を變更するの効力なきものと且郵便事務を去て一層簡便ならまひるの目的を以て數國相聯結去或ひは締盟するの自由を束縛することあま

第十五條 萬國郵便聯合總理局の名義を以て一の中央局を置會同を以て撰舉去たる一の郵便全權を去て之を擔當監檢せしむ可し其諸費の如きは聯合各國より之を給す

可也

此總理局の主務は萬國郵便事務に關涉せる各般の報知を拾収去之を上木去之を頒布すべし且若去聯合の兩國異議と生ずるが如きは其告發を得て之が説明を附すべく細目規則を變更するに臨んで先づ其問題を觸知すべし一般に係る計算を簡易からまひ可く殊に第十條の輸出を説明ならまひ可去總て聯合全國に關する利害を攻撃去宜に隨て之を裁理すべ也

第十六條 此條約の意味を説解するに係り聯合内の二局以上異論を撰へるときは中裁判に依て之を斷決すべ也故



に異論を生きたる各局は此事に關係あき聯合内の他局を推して之に當らまむ可し

此斷決は中裁判員の多數を以て定む可き若し同數兩分するが如きは此中裁判員たる者齊く此事に關係なき他局を推して更に其斷決をあさまむ可き

第十七條 海外の諸國新たに此聯合に加入せんと要せば左の順序に照準すべし

第一 「合よ加入せんと欲するの國は萬國郵便聯合總理局の事務を主理する全權に之を請願すべし

第二 聯合に加入せんと要せば聯合條約の諸節目を

履行せざるべからず尤も海路遞送の經費の如きは別種の協議に遵ふべし

第三 聯合に加入せんとせば先づ郵便交換條約既整國の全權即ち直接の關係と有する國の全權の間、於て協議を得んことを要す

第四 此協議を遂んが爲め萬國郵便聯合總理局と主理せる全權の若し機會を得ば紹介する全權と加入を希望する全權の會議を命すべし

第五 此協議整頓するときは萬國郵便聯合總理局を主理せる全權より之を聯合の諸國に報知すべし

第六 之を報知するの日より算きて六週間の中は故  
障を發するものなきときは其加入を許可せしもの  
と看做す主理の全權より加入の全權に其事を報知  
すべし然る后其主理する全權の政府と其加入せる  
全權の政府と特命を以て其加入を確實からまむ可也  
第十八條 此條約に加はる各國全權公使は少くも毎三ヶ  
年に於て會同合議を以て聯合の方法を完全に去以て緊  
要の釐正を加へ以て一般の得失を論定すべ也  
發聲の權理は各國各々一とす  
各國一員若しくは數員を出きて代理せまむるも或は他

國の委員を去て其代理を兼めまむるも妨があることな  
し  
然れども一國の委員は其自國と併せて二ヶ國を限り代  
理するを得べきは勿論たるべ也  
次後の會同は千八百七十七年佛國巴黎府に於て之を開  
くべし然れども少くも聯合國の三分一のものより其  
期を急促するときは之を縮すべ也  
第十九條 此條約は千八百七十五年即ち明治八年第七月一  
日より施行すべし  
但し施行の期限は當日より三ヶ年と定む可し

滿三ヶ年後又至るも尙は此期を伸長するを得べし然れども聯合を脱せんとするの各國は一ヶ年前の報告を以て退去するの自由を有す可也

第二十條 此條約實施の日より是迄各國及び各局の間に取結たる別種の條約中此條約の箇條に抵觸するもの及び第十四條の節目を妨害せざるものは總て廢正すべし此條約は成丈け速かぬ批准を要すべし其最も遅延に至るも實施前三ヶ年を出づべからぬ但し批准の交換はベルン府に於て執行ふべき下に掲げたる各國政府の全權公使は此條約を證せん爲千八百七十四年即ち明治七年

第十月九日ベルン府に於て手書記名するもの也

各國政府の全權公使手書記名は畧之

○甲第百八拾二号 同三日

本年三月甲第九拾八号を以て商賈取締規則和達候に付ては同月中商社第一二類共頭取選定以上可届出等に候處于今不届出向も有之又は届出候も正副戸長等を選定之不都合に付却下致候儘に相成居候類も有之取締上差問不少候條行撰舉は總て官職ある者を相除候儀と心得本月十五日限り無相違選定可届出且頭取の肩書是迄區々に涉り不都合も候條自今左の通り肩書可致此旨併て布達候事

何々 甲府菲崎区域第幾類商社頭取

第幾區何郡何村平民族

姓名

○甲第百八拾三号 同四日

太政官第四拾七号 六月廿九日

郵便切手六錢十錢拾二錢拾五錢並に郵便封皮二錢〔長角形とも左の見本の通り改正候條此旨布告候事

但之當分從前の切手封皮ども取交相用不苦事

○甲第百八十四号 同日

今般一等判事以下四級判事補迄並に大檢事以下四級檢事

補迄被廢更に判事並に檢事の官等俸給を被定候旨公達相

成候處靜岡裁判所長中島錫胤儀左の通

宣下相成候段通知有之候條此旨布達候事

正六位 中島 錫胤

任判事

五等官相當年俸千八百圓下賜

明治十年六月廿八日

太政官

○甲第百八十五号 同六日

今般本縣師範學校に於て官費生徒三十名を限り試験の上

入學差許候條志願の者は同校規則第四章第一款の通り相  
心得來る八月廿五日まで同校へ可申出此旨布達候事

○甲第百八十六号 同七日  
海軍省甲第四号 六月廿三日

明治九年海軍省甲第二号(本縣甲第百廿六号)布達造船所定  
雇職工規則中追加の儀左の通り同省より布達相成候條此  
旨布達候事

但之書式雛形は各區事務所へ下渡置候條可承合事

昨明治九年四月甲第貳號を以て及布達候當省所轄造船所  
定雇職工規則中第十四條に左の通り但書并に第四號五號

書式雛形追加候條此旨更ふ布達候事

但之願書并に受書差出方は第四號第五號書式の通り

○甲第百八拾七号 同日

太政官第四拾八号 七月四日

西洋形船船長運轉手機關手の免狀を所持する者及び官立  
公立學校に於て海技卒業免狀と所有する者其他水火夫の  
三年以上其職に從事之實歴明確の者は自今陸軍徵兵免除  
候條此旨布告候事

但之海兵編入の儀は成規の通りたるべき事

○甲第百八十八號 同九日

舊社寺領上地處分未済の田畑起返並に境外上地官林立竹木栽培等の証跡有之向は五月三十日限り處分方可伺出旨本年甲第四百拾七號と以て相達置候に付期限中申出處分可受は勿論に候處中には現に証跡あるものに於て自然期限中申出兼候向有之故に相聞候に付特別を以て來る三十日迄延期候條既又期限中申出處分済(証跡無之ものは勿論証跡ありて木竹數等可取調旨指令済れもの及び証跡に不相立云々及指令候類を云)の分を除くの外証跡有之向に限り証跡相添迅速可申出候尤も右期限中不申出に於ては何如ある確証有之候共一切採用不相成候條此旨布達候事

○甲第四百八拾九號 同九日

從前の縣稅徵收規則別紙の通り改正本年七月より施行候條此旨布達候事

但之新規徵收に係る營業者は新鑑札從前鑑札のみ渡來候者は鑑札書替の儀本月中申可出事

縣稅徵收規則

第一條 縣稅を徵收すべき業名及び其稅額は別表の通りたるべし

第二條 右營業の者は願出許可を得て開業とべし但之從前願濟の者は此限にあらざ

第三條 營業許可の者へは免許鑑札を渡すべし無鑑札の者は一切營業相成らざるものとす

第四條 免許鑑札は他人へ讓與及び賣買を禁ず

第五條 子弟等へ家督を譲り其相続人よ於て引續營業するか又は水火盜難或ひは過誤等よて免許鑑札を遺失毀損する時は速かに其旨届出鑑札書換の儀申出づべし

但此際に於ては手数料金二拾錢を納むべし  
第六條 税金は毎年兩度に割合其前半ケ年分は七月十日限り後半ケ年分は翌年一月十日限り該町村事務所へ納むべし

但此興行税は其時々直に出願人より上納すべし  
第七條 新規開業並に止業は其年六月以前七月以後の區別を以て全額或ひは半額を收納すべし

第八條 諸興行物上下等の區別は出願の節逕詮議指示に及ぶ可也  
第九條 劇場定席其他共興行の節は其時々申出許可を受くべし

第十條 許可の節に限り免許鑑札料とて一人金五拾錢を納むべし

縣稅改正表

縣稅徵收業名	稅額
市場	壹少年以付 金五圓
質屋業	全 金貳圓五拾錢
古道具商	全 金壹圓
古着商	全 金壹圓
古金物商	全 金五拾錢
屑商	全 金五拾錢
旅籠屋業	全 金壹圓五拾錢
印刷業	全 金五拾錢
料理業	全 金五圓
洋物商	全 金壹圓五拾錢

洗湯業	一少年以付 金壹圓
小間物商	全 金七十五錢
魚問屋	全 金五拾錢
米穀商	全 金五拾錢
翫物商	全 金七十五錢
菓子商	全 金七十五錢
紙漉業	全 金七十五錢
濁酒釀造業	全 金壹圓
醬油釀造業	全 金七拾五錢
絞油業	全 金七拾五錢
刀劍職	全 金貳圓
三味線職	全 金貳圓



男髮結職	一ヶ年に付	金拾圓
女髮結職	全	金貳圓
川沼漁業	全	金壹圓
獵銃之外獵業	全	金七十錢
石瓦灰燒業	全	金三十錢
雇人口入業	全	金貳圓
藏場	全	金三十圓
諸遊藝人	全	金拾八圓
人寄定席	全	金七圓
貸弓業	全	金七圓
馬車貳正立以上	全	壹輪に付 金壹圓五十錢
同壹正立	全	同 金壹圓

貳人乘人力車	全	同	金壹圓五十錢
壹人乘人力車	全	同	金七拾五錢
牛車	全	同	金七拾五錢
荷積馬車	全	同	金七拾五錢
同大八大七車	全	同	金七十五錢
同中小車	全	同	金三十圓七錢五厘
馬稼業	全	壹正に付	金五拾錢
屠牛	壹頭は付		金五拾錢
藏場興行	一晝夜は付		金七拾五錢
上等諸興行	全		金貳十錢
下等諸興行	全		金五錢

新産之馬

○甲第九拾號 同十一日

大政官第四十九號 六月

民事刑事の上告を以て己に裁判を経る者司法卿其裁判を  
允當からせと思量する者ある時は檢事を以て再審を求め  
めまむることを得べし

右布告候事

○甲第九拾一號 同日

大政官第五十號 七月

諸證書の姓名は必き本人自ら書きて實印を押さば若  
自書すること能はざる者は他人をして代書せしむるを得

ると雖も必ず其實印を押さば其代書せし者は本人姓名  
の傍に其代書せし事由と己れの姓名とを記きて實印を押  
さば

右布告候事

○甲第九拾二號 同日

太政官第五十一號 七月

硝石輸出差許候旨明治六年(二月)第四拾七號を以て相達候  
處來る八月十日より當分の内輸出禁止候條此旨布達候事

○甲第九拾三號 同十二日

内務省甲第十三號 七月五日

布達之寫

○甲第九拾號 同十一日

大政官第四十九號 六月

民事刑事の上告を以て己に裁判を経る者司法卿其裁判を  
允當からせと思量する者ある時は檢事を以て再審を求め  
めまむることを得べし

右布告候事

○甲第九拾一號 同日

大政官第五十號 七月

諸證書の姓名は必ず本人自ら書きて實印を押さば若  
自書すること能はざる者は他人をして代書せしむるを得  
ると雖も必ず其實印を押さば其代書せし者は本人姓名  
の傍に其代書せし事由と己れの姓名とを記きて實印を押  
さば

右布告候事

○甲第九拾二號 同日

太政官第五十一號 七月

硝石輸出差許候旨明治六年(二月)第四拾七號を以て相達候  
處來る八月十日より當分の内輸出禁止候條此旨布達候事

○甲第九拾三號 同十二日

内務省甲第十三號 七月

布達之寫

府縣社以下神社什物の儀自今左之通相心得取締可致此旨  
布達候事

一 什物は各部類を分ち其品柄員數等詳細簿を記載去尙  
他の寄附に係るもれば其年月姓名等をも記入すべし

第一類 寶物古文書

第二類 祭具什器并に持添之田畝附屬之建物等

右簿簿貳部づゝ編製神官并に氏子(氏子無之)同以該地の  
崇敬人(總代貳名以上尙該地之區)戸長連署調印壹部は區  
戸長役所へ壹部は其社へ藏め置べし

甲第百九拾四號 同日

内務省甲第十四號 五月五日

佛國巴里府博覽會之儀に付左の通り内務省より布達相成  
候條此旨布達候事

但左別冊諸規則は第四第七第十八第廿一第廿四第三十  
三區々務所へ下渡置候尤も出品を望む者及び航海志願  
の者は本年七月三十一日迄に内務省へ可申出筈に付其  
心得を以て可承合事

明治十一年佛國巴里府萬國大博覽會諸規則別冊の通相定候  
條此旨布達候事

○甲第百九十五號 同十四日

太政官第五十二號 七月九日

自今外國へ渡航の日本形商船は大小の別なく國旗を掲揚可致此旨布告候事

但云國旗の寸法は明治三年正月布告商船規則中三種の内小形の分を可用事

○甲第九十六號 同日

地租改正 甲第一號 七月十日

明治六年(七月)大藏省達地租改正施行規則第四則に山間海岸其他の宅地他の比較無之地價難定分は一反に付拾錢より不少税額を可定と有之處本年第一號を以て地租は明治

十年より地價百分の貳分五厘と被定候旨公布相成候に付ては改租の際所定の宅地地價百分三の税額十年より税率の改定に依て一反拾錢未満となるものと雖も該地價に應ずる税額(即ち百分の二ヶ半)を收入云改租の際壹反拾錢を以て税額を定めたるものは十年より六分の一を減云(即ち壹反に付八錢三厘)收入候儀と可相心得此旨布達候事

○甲第九十七號 同十六日

宮内省達七月六日

皇太后宮

皇后宮 行啓の節 御馬車へ旗章を掲候旨明治六年第百

布達之篇

三十四號と以て公布相成居候處自今前驅騎兵にて右旗章  
相掲候條爲必得此旨布達候事

○甲第百九十八號 同日

今般師範學校内に於て中身豫備學科を設け私費生徒五十  
名を限り入學差許候條志願の者は本校規則第六章豫備生  
徒入學の手續を以て來る八月十五日限り同校へ可申出此  
旨布達候事

但敷則等は本校へ可承合事

○甲第百九十九號 同十七日

太政官第五十三號 七月十四日

明治九年(一月)第三號と以て地租徵收期限及布告置候處當  
明治十年より耕地の内實際に就て田畑を區分其各  
の地租徵收期限更に左の通り改定候條此旨布告候事  
但去市街地租の儀は該年七月翌年一月兩期に其五分宛  
を收納すべし

各種地租府縣廳へ納期

第一期	該年七月卅一日より	同	二	分
第二期	該年九月卅一日より	同	五	分
第三期	該年十一月十五日より	同	三	分

畑方及宅地山林原野牧場

第四期	該年十一月一日より	田方	五	分
第五期	翌年二月一日より	同	三	分
第六期	翌年三月一日より	同	二	分
	翌年四月一日より			
	同 同 三十日限			

○甲第貳百號 同十八日

此般第五拾三號(本縣甲第百九十九號を以て地租徵收期限改正の儀公布相成候に付ては本年第一期納は來る八月十日限各人民より該村事務所へ相納め兵長に於て同廿日限り區長へ指出去區長は同卅一日限り縣廳へ送納そへ此旨布達候事

○甲第貳百壹號 同日

内務省甲第十五號 七月十日  
 靜岡縣管下伊豆國君澤郡大場村反別三町壹反七畝貳歩は同國田方郡上澤村へ同村反別三町壹歩は右大場村へ替組地所交換郡界更正候條此旨布達候事

○甲第貳百貳號 同廿日

大藏省甲第十八號 七月十四日  
 愛知縣下秩樑公債証券紛失の旨本年四月甲第十五號を以て相達置候處同縣下に於て發顯候段届出候條此旨布達候事

○甲第貳百三號 同廿一日

大藏省甲第拾九号 七月十日

今般國立銀行條例を遵奉し愛知縣下第一區名古屋茶屋町  
 三番地に設立せたる第十一國立銀行に於て公債証書と抵  
 當とを更更に引換準備金を置本月十八日より貳拾圓拾圓  
 五圓貳圓壹圓五種の紙幣を發行せしめ右本店に於て通貨  
 を以て交換爲致候條公債証書の利足と海關税を除くの外  
 租税其他一切公私の取引上總て無疑念受授可致此旨布達  
 候事

但右紙幣の儀は明治六年八月第三百四号布告第一國

立銀行に於て發行の品と同一に於て唯表面銀行の名稱  
 地名及び頭取支配人の名印并に裏面割印の異なるのみ  
 に付別段見本相添へざる事

○甲第貳百四号 同日

工部省第八号 七月十日

今般兵庫縣下攝津國神戸港に於て左の位置形狀の通燈個  
 の等燈と設け來る八月十五日の夜より點燈候條此旨布達  
 候事

明治十年西曆千八百第四号

神戸波止場等燈



一 神戸港外國人居留地東波止塙の極端に於て竿燈と設け

明治十年八月十五日(西曆千八百七十七年第八月十五日)

の夜を始とす爾後毎夜日没より日出迄點燈す

一 燈竿並に家屋は白色に塗る

一 燈明は不動綠色に於て全度を照輝す

一 燈竿は燈籠の中央まで高さ三十四尺なり

一 燈火は海面より高さ四十二尺に於て其光線凡六里(海里)に達す

○ 甲第貳百五號 同日

本年甲第百廿四号布達賣藥免許期限其他手續書中左の通り

り改正追加候條此旨布達候事

第四條改正

第四條 明治八年七月以降本年一月規則發行前の鑑札所持の者本年六月迄に廢業届出候分は特別の詮議を以て本年に限り前半期の税金は免除とす

第七條追加

第七條 營業鑑札請賣鑑札は所持人の居家に限り營業の權あるものに付別戸支店等に於ては別に其居住人に於て鑑札を所持するに非ざる營業と得べからず

○ 甲第二百六号 同廿四日

未熟れ菓物を食し其身を害ひ候者世上其例不尠に付既に  
明治六年七月中及論達置候次第も有之一跡菓物は小兒れ  
最も嗜好するものなれば父兄に於て尤も注意戒諭不致て  
不相成候得共又之を賣購するより生ぜるの弊害も不少候  
に付向後未熟菓物を賣購候儀不相成候此旨布達候事

○甲第貳百七号 同日

工部省第九号 七月二日

本年四月當省第四號を以て及布達置候長崎縣下肥前國平  
戸港伏瀬熊標不慮に災難に罹り破壊候條此旨布達候事

○甲第貳百八號 同廿六日

社寺參籠人取締規則別紙の通創定候條向後新に參籠を始  
むる向は勿論是迄參籠爲致來候分も右規則に照準可願出  
此旨布達候事

社寺參籠人取締規則

第一條 社寺に於て人を參籠せしむる者ハ此規則及び明

治十年甲第廿六號布達旅人宿取締規則第二條九條十條  
十一條十二條十四條十五條二十條廿壹條廿二條廿三條  
を遵守すべし

但し神官僧侶の私宅に於て參籠人を止宿せしむる者  
は専ら旅人宿取締規則に因るべし

第二條 參籠を命ぜしむる者警察署若くは分署持区内二社寺以上に至れば其神官住職の内一人を公選して取締るとも之區域内各社寺參籠の取締を惣括せしむべし

第三條 新に取締を公選及び既に選定たる取締を區域内各社寺の協議より改置する時は其族籍職級姓名等區戸長を経て縣廳及び其受場の警察署並に分署へ届出づべし

第四條 社寺に於て新に參籠を始むる時は神社は神官氏子寺院は住職檀家及び取締連署區戸長奥書を以て縣廳へ願出許可を得たる上は猶第三條の如く警察署并に分署へ届出づべし

第五條 參籠中一家族と除くの外男女同室せしむるを許さず

第六條 參籠人便宜を以て自炊するの外其寺院にて賄ふ飯料等は豫め相當の額を定め各人に告示を置き之を収入すべし其他各人の信仰を以て金貨物品等を其社寺へ寄附するは外神官住職等に於て私に財物を受納するを得ず

但し寄附の金物取扱は一般の成規によるへし

第七條 前條により収入する飯料等は檀家立會の上時々

之を精算を過金あらば別に貯置き不足の節は之を以て

補尾とべし

第八條 參籠取締に關する費用は現實遺拂高を計算して

其區域内參籠ある社寺に賦出とべし

第九條 參籠人の觀望を便する爲め目標を掲ぐる等の

儀は其時々伺出づべし

第十條 取締上障礙あると認むる時は既に許可せし者と

雖も其參籠を差止るゝとあるべし

○甲第貳百九號 同廿七日

太政官第五十四號 七月廿四日

蠶種免許印紙の儀左の通り公布相成候條此旨布達候事

但し印紙見本は第四第七第十八第廿一第廿四第三十

三區事務所へ下渡置候條可承合事

本年製造の蠶種免許印紙左の見本の通り相定候條此旨布

告候事

○甲第貳百拾號 同廿八日

工部省第十號 七月廿四日

青森函館間海底電信線不通に付郵便を以て音信遞送の儀

明治九年(四月)工部開拓第七號を以て布達に及び置候處今般修理竣功致至通候に付從前の通り電報通信取扱候條此旨布達候事

○甲第貳百拾壹號 同三十一日

民事詞訟身代限り、揭示中追訴の事件も限り本支區廳の權限に拘らむ其の身代限を處分せし裁判聽に於て受理及可旨静岡裁判所より通知有之候條此旨布達候事

○乙第拾七號 七月三日

區長 戶長

昨明治九年乙第七號を以て埋葬人名取調離形相達候處自今右に照準取調翌年一月廿五日限可差出此旨相達候事但之昨九年分は本月十五日限取調可差出候事

○乙第拾八號 同五日

區長 戶長

本年二月大政官第拾四號當縣甲第四拾壹號と以て煙草印

紙貼用方の儀及布達候通自用人購求に宛候製造煙草は前  
以て印紙貼用致之可置成規の處萬一印紙貼用不致賣買候  
者有之候くは不相成候條心得違不致様右營業の者へ可相  
達且つ臨時官員派出檢査可及に付豫て可相心得此旨相達  
候事

○乙第八拾九號 同日

區長  
戶長  
各小學校

小學授業生の儀は自今其校に於て雇入住所姓名年齢等級

等詳記其時々可届出此旨相達候事

○乙第九拾號 同十九日

區長  
戶長

本年六月八日附乙第八拾一號を以て相達候補充各種兵來  
る八月三日入營申付候旨東京鎮臺より通告有之候條區戶  
長内差添山梨八代巨摩三郡の徵員は七月廿九日中都留  
郡の徵員同月三十日中左記の場所へ集合し同所よりは豫  
て相安置候東京迄附添の區戶長に於て引纏め期日迄に入  
營可爲致此旨相達候事

但之本文徵員の内病氣事故等よて發足難相成者有之候は、至急届出何分の指揮と可受事

山梨郡 八代郡 巨摩郡

右徵員集合所

第廿五區山梨郡勝沼村

事務所

都留郡

右徵員集合所

第三十區都留郡上原村

事務所

○乙第九拾壹號 同廿日

區長

戶長

各小學校

證議の次第有之是迄の學校事務掛相廢し候條此旨相達候事

○乙第九拾貳號 同廿三日

區長

戶長

本年(一月)第七號(本縣甲第三十八號)賣藥規則公布相成候に

付諸鑑札免許期限及び税納其他の手續書雛形等本縣甲第  
 百廿四號を以て及布達候通從來營業の者は本年四月中願  
 出免許鑑札可申受の處請賣行商業等の條約を取結ぶも遠  
 隔の地方にて許多の日數を費去或は僻地の人民規則を了  
 解せず願伺の順序を錯誤之く無益の手續を累る等種々の  
 事故に因り定期の通り運び兼累月休業に及び自然生計  
 にも相關し難澁の向も可有之加之此際犯則に陥り候もの  
 有之候ては實に憫然の至りに付該規則不瞭解のものあら  
 ば懇篤解説し各營業者に於て夫々條約取結述に鑑札願受  
 くる手續相運び不都合無之様精々注意可致此旨相達候事

○乙第九十三號 同廿五日

區長

本年甲第百八十九號を以て縣稅規則改正候に付従前區務  
 所に於て取扱來候商業の内米穀商醬油釀造紙滷業魚問屋  
 絞油業菓子職等鑑札書替の儀も區務所に於て取扱候儀と  
 可相心得就ては新鑑札可相渡に付凡積を以て受取方可申  
 出尤も従前相渡置候右業に掛る鑑札渡殘の分は仕譯書相  
 添悉皆返納可致此旨相達候事

但之鑑札書替手数料収入の儀と可相心得事

○乙第九十四號 同日



各學校

本年乙第七十六號達學校建築法第十四條中窓の部(壁内法五尺五寸)を六尺五寸と訂正候條此旨相達候事

○乙第九十五號 同廿六日

區長

戶長

各小學校

學校建築の儀追々協議行届候趣の處建設場所の一事に至り間々所屬村々に於て互み私見を張其遠近を諍ひ之が爲め徒らふ着手選延する而已ならせ公同の便益を害ま候哉

に相聞甚不都合候條渾て新築地位の儀は本年乙第七十六號を以て頒布候學校建築法第二條に依り選定ま公平無私を以て速に議決候様可致若ま一部落の私便を主張の爲めに紛議を生ま決定不相成様の儀有之候は主任の者派出指圖可爲致候條速に可申出此旨相達候事

○乙第九十六號 同廿八日

區長

布告布達費の儀區町村へ配達の分は本月より官費支給相成候に付ては從來町村各戸廻達用に係る部數配達致來候分並に布達寫の儀は來る八月より區限り買入區費も相立

可申此旨相達候事

但し各戸廻達用の分は部数等取調兼て印刷申付置候甲  
府常盤町内藤傳右衛門へ照會遞送方等便宜の方法相設  
り可申事

○乙第九拾七號 同三十日

區 長  
戸 長

當廳より管内各區村事務所へ達する公用書類並に布告布  
達書等の郵便税脚夫賃等従來民費に賦課せし分本月より  
官費支給相成候に付ては布告書類區村事務所より各村事務

所へ配達の脚夫賃及び各區村事務所へ達する公用書類並  
に布告布達書類等近方郵便局より持込別仕立賃は一時其  
事務所に於て繰替拂置每一ヶ月分取纏め別紙雛形の通り  
明細表並に請取證書を製し各村よりは翌月五日限區長へ  
出し區長に於ては区内取纏め區村事務所の分と共に同十日限  
り受取方申出づべし尤も謂れなく右期日を過ぎ受取方申  
出るに於ては官費は勿論區村費にも難相立候條遷延せざ  
る様厚く注意致すべく此旨相達候事

凡 例

一明細表記載方は第一の區へ郵便書狀に記せし日付と其

區村に到達せし日を離形の通二行に記入せし若し前月未  
 に發出せし分一日或は二日に到達するときは何月何日  
 發何日着と誌すべし尤も布告書類は到達の日のみを誌  
 すべし第二區へは公用書布告書等の品目(公用書及び甲  
 乙丙何號布告布達と記するが如し)第三區は同上個數(幾  
 通幾部と記するが如し)第四區へは公用書類を發出せし  
 課名或は官姓名第五區は區戸長其他書面に宛てたる姓  
 名第六の區は別仕立になせし郵便局の地名第七區は該  
 區事務所より各村事務所へ配達せし脚夫賃並に公用書  
 類と近傍郵便局より持込たる別仕立賃の繰替金額を誌

そへま

但し當廳の都合に寄り布告書類を郵便税先き拂ひて  
 配達するときは其郵便税は區村の事務所にて  
 繰替拂置總て本文の通と各區へ記入すべし  
 一 通常配達税に充る郵便切手を貼用せしる分にて其區村  
 又於て別仕立賃と拂はざるときは勿論此表に掲るに及  
 び  
 一 此表は豫め製せ置郵便其外到達毎に内譯を記入し月末  
 に至り第七區を誌せたる金員の合計を卷首に掲ぐべし  
 一 繰替金受取方を區長より申出るに代人差出るときは別

紙離形の通り委任状を持参せまじべし  
〔料紙美濃判野紙染紙之内 但印紙貼用に及ばず〕

領収證離形

證

一金何程

内

金何程

金何程

郵便別仕立賃

布告書記達脚夫賃

右何年何月中(當區事務所又は當區何村事務所に於て)繰替  
拂置候分書面之通御渡相成正に落手仕候也

第何區々長

明治年月日

何 離 印

第何區何郡何村

戸 長

何 離 印

同

何 離 印

縣 令 宛

〔料紙美濃判野紙へ横線を畫し用ゆへ〕

何年何月中公用書類に属する繰替金明細表

第何區々長 何 の 誰印

第何區何郡何村

戸長 何 の 誰印

一合金何程

内 譯

日	品 目	個 數	發出所	宛て所	郵便局地名	脚夫賃
河日	河日					
差						

〔料紙證券界紙〕

委任状

第何區何郡何村

正副戸長或は

書記

何 誰 印

(勘合の爲め姓名  
下に調印すへま)

右何年何月中當區事務所並に區内何ヶ村事務所よ於て繰  
替拂置候郵便税脚夫賃等別紙領収證書何通の金員山梨縣  
廳より受取の事務を委任候事

第何區々長

明治 年 月 日

何 の 誰 印

山梨縣師範學校報告 第九號

明治十年六月二日發行

清哲學校外十七校生徒昇級試験の景況(教務監督太田勉よ  
 り開申の概畧)五月廿二日第十二區清哲學校生徒昇級試験  
 を施行す其生員下等第八級より同第二級に至迄合計六十  
 二名あり  
 讀法は通常なり  
 講義は明晰なり  
 問答は即問即答誤認なま  
 書取は速寫誤らま

作文は命意正確なれども筆意流暢語氣簡明ならず

算術は習熟せし誦産の如きは最も速かなり

習字は通常あり

○同廿三日第十一區圓野學校生徒昇級試験を施行す其生員第八級より第二級まで合計六十四名あり

讀法講義は清哲學校より比すれば語尾少く長き

問答は毎級少く疎畧なり

書取作文は清哲學校より比すれば少く不習熟と五級四

級の如きは最甚き

算術は毎級習熟せり

習字は清哲學校に同之

○同廿四日第十一區武里學校生徒昇級試験を施行す其生員第八級より第四級迄合計八十五名なり

讀法講義は音調正々からず語尾甚だ低き講義は疎漏なり

問答と清哲圓野兩校に比すれば疎畧あり八級七級の如きは稍可なり

書取は誤謬少なき

作文は疎漏なり

算術は習熟せり

習字は清哲圓野兩校に同之

○同廿五日第十一區菅原學校に於て昇級試験を施行し其  
生員菅原學校第四級十六名二級一名なり鳳來駒城兩校第  
四級各二名あり三校合計二十一名とぞ

讀法講義は三校同等なり

問答は三校大槩皆即問即答なり

作文の命意正確のものあり語氣簡明のものありて武里學

校に比すれば優等とす

算術は即題即答違算あきもの多之

習字は字畫運筆共に正之三校同等とす

○同廿六日第七區穴山學校に於て昇級試験を施行し其生  
員穴山學校は第五級より一級まで合計三十四名神山學校  
は八級より四級まで合計三十名なり

讀法講義は共に音調其正之を得たり神山學校生徒の如之

は講述頗る明晰ある他校も超絶せり

問答は兩校共に習熟随つて問へば随つて答ふ穴山學校四

級生の如きは地圖を石盤上に模寫せ之むるに一の誤謬を

く其精熟する實に驚歎せり

書取作文は亦習熟之菅原鳳來駒城三校に譲らば

算術は即題即答なり



習字は運筆正法から菅原鳳來駒城の三校も及ばせとす  
 ○同廿七日第七區駒井學校に於て昇級試験を施行す其生  
 員駒井學校は第八級より四級に至り合計五十九名下條學  
 校は六級より三級に至る合計十七名なり  
 讀法講義は兩校甲乙あまど雖も穴山神山の兩校に及ばせ  
 問答は不熟なり  
 書取作文は通常に於て兩校共に相若けり  
 算術は稍不熟あり  
 習字は各校に同し

○同廿八日第八區江草學校生徒昇級試験を施行す其生員

第七級より二級に至る合計五十八人あり

讀法講義は駒井下條兩校に讓れり

問答は不熟あり

書取作文最不熟なり

算術は全科中に就て論ぜれば第一の習熟とす

習字は通常あり

毎級の點數を檢するに優等のもの少く去落第六名あり

○同廿九日第八區比志學校に於て昇級試験を施行す三校  
 各八級より五級までなり其生員比志學校は三十三人小尾  
 學校は二十九人日向學校は十一人あり

讀法講義は三校共に不熟なり且語尾と引く稍長也

問答は江草學校と相伯仲す

書取作文は江草學校に比すれば優等とす

算術は稍習熟せり

習字は通常あり

○同三十日第八區津金學校に於て昇級試験を施行す其生

員津金學校は第八級より二級迄合計八十二人小東學校は

八級より三級まで合計二十六人穴平學校は八級より三級

まで合計二十八人あり

讀法講義は小東學校三級生徒の如きは稍優れり

問答は三校皆習熟せり比志學校等の比に非を就中三級生

を最とす

書取作文は皆不熟なり然ども津金學校八級六級及穴平學

校八級生徒の如きは甚だ熟せり

算術は三校共に熟せり

習字は通常あり

津金學校生徒五人落第せり

○同三十一日第七區韭崎學校昇級試験と施行す其生員は

七級より一級に至るまで合計百名あり

讀法講義は第五級を除くの外は皆熟せり津金學校等に勝

きり  
問答も亦第五級を除くの外は毎級皆熟せり就中四級一級の如きは頗る精密なり

書取作文は速寫誤らず行文見るべきものあり  
算術は第一級を除くの外は悉皆不熟なり津金學校等も及

習字は通常あり

○以上各校生徒を試験其優劣を測するに學術の優等なるは穴山學校と以て第一とし清哲學校之に次ぎ非崎學校又之に次ぐ品行の端正あるは非崎學校を以て最とし穴山

學校之に次ぎ菅原學校又之に次ぐ又學科中の一科を以て之を論ぜば讀法講義の如きは神山學校と以て優と云小東學校之に次ぐ問答の如きは穴山學校を以て最と云書取作文及習字の如きは各校皆優劣なき算術の如きに至ては各校皆熟き舊來の面目を一洗せり

師範學校報告 第十號

明治十年七月三日發行

本月九日管下各小學校生徒下等小學校卒業試験を遂げ候に付兼て卒業試験受願出の向は本日午前第七時前本校へ届出づべき

但去兼て卒業受試願出無之向と雖とも卒業試験と受べ  
き生徒之れ有る學校は來る七日迄本校へ願出づべ  
山梨縣學事報告 第十一號

明治十年七月九日發行

師範學校報告を今より山梨縣學事報告と改稱す

本年五月師範學校に於て全科卒業各區小學訓導に補そる  
もの左の如し

五等訓導

穴平學校 教頭 赤岡次郎太郎

五等訓導

葛野學校 教頭 高野源吾

小學教則中下等第七級算術の科は減算九々圖あり同く第  
六級算術の科に珠算割音圖あり二圖は本縣に於て未だ刊  
行せるものか去暫く左の圖式に倣ひ各校各自に之を編製  
去て授業上に妨げなきを要すべし圖の廣狹大小の如きは  
加算九々圖乘算九々圖に準て其減算九々圖呼法は左の如  
くすべし

例へは一の段に就きて云ふに一より一ひくの零と呼ぶものとする

山梨縣學事報告 第十二號

別冊映中小學生徒の文は本縣師範學校に於て學事獎勵の爲教務監督巡回の節題を投之或は試験の作文中稍觀るべきものを蒐集編輯し毎月號を定て發兌するものとする第一號印刷成る依て這回限り各校へ一部づゝ配付す

山梨縣學事報告 第十三號

明治十年七月十日發行

減算九九圖

山梨縣師範學校

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一
								〇	一	二
							〇	一	二	三
						〇	一	二	三	四
				〇	一	二	三	四	五	六
			〇	一	二	三	四	五	六	七
		〇	一	二	三	四	五	六	七	八
	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九
〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十





飯野學校生徒試験景況より教務監督遠藤宗義

六月十三日第十三區飯野學校生徒試験を施行す其生徒は

下等第八級より三級に至る三十名あり

讀書は習熟せり

講議は較疎漏に涉れり

算術は不熟なり

書取作文は通常なり

習字は字畫端正筆法巧濶なり學科中の優等とす

昇級する者二十五名皆賞を受たり賞はづ校費落第四名あり



御影學校試験景況より教務監督遠藤宗義

六月十三日第十三區御影學校生徒昇級試験を施行す其生徒は第八級より三級に至る生員四十三名あり

讀法講議は五級四級及び三級の如きは何れも習熟せり八級七級生徒の如きは儘文義を解え能はざるものあり

問答は六級以上生徒に至りては細密見るべきものあり但し地圖の暗射の如きは精えからず

書取は不熟あり

作文は不熟あり

算術は違算の者多し

習字は通常なり

昇級する者四十一名賞を受る者十三名落第二名あり(賞は校費に出づ)

各區小學に於て(改正)小學教則實地施行の上不審の條を擧て御範學校へ質問に及ぶもの往々之をあり今該校に於て答辨せざるものを左に報告す

第一條

地學初步未だ出版なき間は地理初步を代用すべし

第二條

下等六級の問答の中に時限とあるは秒分時日週旬月季年  
期等を云ふ

但し其詳細は授業法の出版を待つべし

第三條

同級問答の中より物性とあるは透明粗糲滑澤等の類を云ふ  
但し前條に同之

第四條

珠算相場割と授くるに方今一定の書なければ適宜の書に  
就て授くべし且二級一級に相場割を置くも必しも定限を  
立てず但し淺近より深遠に及びし兩級に於て其法を終る

を要と

第五條

博物圖は三級にて獸類鳥類爬虫魚類の部三葉を授け二級  
にて植物第一圖第二圖を授け一級にて第三圖第四圖を授  
くべし

山梨縣學事報告 第十四号

明治十年七月十一日發行

古府學校外十七校生徒昇級試験の景况〔教務監督大田  
勉より開中の樂畧〕

六月五日第四區古府學校生徒昇級試験を施行す其生員第

四級八名二級五名合計十三名あり

讀法講義は二級生の如きは最も熟せり

問答は頗る習熟せり

作文は通常あり

算術は違算多々

習字は字畫運筆共に正々

昇級する者十三名賞を得るもの八名(賞は校費に出づ以下皆同々)

○

同六日第三區大里學校一級生徒昇級試験を施行す其生員

二名なり

讀法講義は通常あり

問答は精密あらず

作文は命意正確ならず

算術は通常なり

習字は古府學校に同ト

昇級する者二名賞を得るもの二名

○

同八日第九區村山東學校生徒昇級試験を施行す其生員八級より二級至る合計九十七名あり

讀法講義は七級生の如きは最も熟せど二級生の如きは不熟あり

問答は二級生を除くの外は皆可なり

書取は習熟を速寫誤らむ

作文は大里學校も等志

算術は熟せり

習字は通常あり

昇級する者九十七名賞を得るもの四十二名

○

同九日同區村山西學校生徒昇級試験を施行し其生員八級

より三級に至る合計九十七名なり

讀法講義は三級生を除くの外は皆熟せど村山東學校に比せば優等とぞ

問答は精熟せり亦村山東學校に優きり

書取作文は村山東學校に等志作文は稍優れり

算術は六級生を除くの外は皆熟せり

習字は通常あり

昇級する者九十七名賞を得るもの四十二名

○

同十日第十一區菅原學校に於て生徒昇級試験を施行す其

生員菅原學校八級五級一級合計三十七名  
 鳳來學校は八級六級三級合計十一名なり  
 讀法講義は兩校皆熟せり  
 問答は村山東學校と同  
 書取作文は村山東學校より比すれば稍優きり  
 算術は其速かなるは村山西學校に及ばず  
 習字は通常なり然ども菅原學校一級生の如きは稍優れり  
 昇級する者四十八名内十一名は賞を得るもの二十六名内八名は鳳來學校

○  
 同十一日同區駒城學校生徒昇級試験を施行す其生員八級より三級に至る合計三十三名あり  
 讀法講義は三級生を除くの外は熟せり  
 問答は頗る熟せり就中五級生れ如きは他校に冠絶す  
 書取作文は菅原鳳來兩校に同  
 算術は村山西學校と相似たり  
 習字は通常あり  
 昇級する者三十三名賞を得るもの二十九名

○  
 同十二日第八區穂足學校に於て生徒昇級試験を施行す其

生員穂足學校は七級より一級に至る合計五十三名朝神學校は七級より三級に至る合計三十一名あり讀法講義は兩校優劣あり  
問答は穂足學校五級一級及び朝神學校五級生の如きは最も熟せり  
書取作文は通常なり  
算術は兩校共に熟且つ速かあり  
習字は通常なり  
昇級する者八十四名内三十一名は賞を得るもの五十七名内二十四名は朝神學校

○  
同十三日第七區中田學校に於て生徒昇級試験を施行し其生員中田學校は五級より三級に至る下條學校は二級三名合計二十一名あり  
讀法講義は穂足朝神兩校に同之  
問答は下條學校は少く疎漏なり  
書取作文は通常なり  
習字は穂足學校等に同じ  
昇級する者二十一名内三名は賞を得るもの九名中田

同十四日第六區上手學校に於て生徒昇級試験を施行す其  
 生員上手學校は八級より二級に至る合計七十二名三之藏  
 學校は七級より三級に至る合計二十五名あり  
 讀法講義に中田學校等に及はず然ども上手學校七級生は  
 如きは稍熟せり  
 問答は兩校共に下條學校に同  
 書取作文は通常なり  
 習字は三之藏學校生徒の如きは既るに足るものあり昇級  
 する者八十六名落第十一名之内二名は三賞を得るもの三名  
 之内一名は三之藏學校

○

同十五日第五區清川學校に於て生徒昇級試験を施行す其  
 生員清川學校は八級より四級に至る合計二十二名宮本學  
 校は八級より四級に至る合計三十五名あり讀法講義は句  
 讀明晰音調頗る正ましく兩校皆熟せり上手學校に優れり宮  
 本學校生徒の如きは從來語尾を引長するの弊あきども今  
 は全く一洗せり  
 問答は兩校共皆熟を清川學校八級生の如きは最も優り  
 書取は清川學校の八級七級宮本學校の六級生の如きと皆  
 熟せり

作文は五級生の如きは兩校共に熟せり  
算術は清川學校最も熟せり五級生の如きは宮本學校も及ばず

習字は宮本學校を優きりとし  
昇級する者六十五名内二十二名落第三名清川學校賞を得るもの二十六名宮本學校

同十六日同區陸澤學校生徒昇級試験を施行す其生員八級より三級に至る合計五十七名なり  
讀法講義は四級三級と除くの外は熟せり

問答は八級生を除くの外は不熟の者過半あり  
書取作文は清川宮本兩校に及む

算術は清川學校に讓きり  
習字は觀るに足る

昇級する者五十四名落第四名賞を得るもの十九名

同十八日第四區千塚學校に於て生徒昇級試験を施行す其生員千塚學校は八級より三級に至る合計四十四名龍王學校は五級九名なり  
讀法講義は兩校頗る熟せり就中六級生と最とそ



問答は睦澤學校に同じ

書取作文は通常あり然ども三級生の如きは稍優なり

算術は違算少き就中龍王學校生徒の如きは頗る熟せり

習字は睦澤學校に同之

昇級するもの五十名内九名は落第三名生徒千塚學校實を得る

もの二十一名内八名は

○

同廿日同區古府學校生徒昇級試験を施行し其生員八級より三級に至る合計八十一名あり

讀法講義は千塚學校と相伯仲なり

問答は五級生を除くの外は皆熟と千塚學校に優れり

書取は速寫誤らば

作文は頗る見るべき者あり

算術は八級六級と最とす

習字は千塚學校に等とす

昇級する者七十四名落第七名賞を得るもの四十名

以上各級生徒を試験し其優劣を判するに學術の優等あり

あるは村山西學校(該校八級生中澤群惠(五年十一月)植松

藤作(滿六年)の兩名ありて頗る優等なり)及び駒城學校と

以て最とし菅原風來兩校之に次ぎ清川神朝兩校又之に

次ぎ村山東學校又之に次ぐ其生徒の敏捷あるは古府學校よ若くものかし又學課中の一課を以て之に論ずれば讀法講義の如きは千塚龍王の兩校を第一と云清川宮本兩校及び村山西學校之は次ぎ駒城鳳來菅原の三校又之に次ぎ古府陸澤兩校又之よ次ぐ其問答の如きは古府駒城兩校及び村山西學校を優とし朝神穗足兩校之に次ぎ菅原鳳來兩校又之に次ぎ村山東學校又之に次ぐ其書取の如きは各校大約習熟とて優劣も其作文の如きは菅原鳳來駒城の三校は稍優をり其習字の如きは大里古府兩校を最と云宮本千塚陸澤の三校之に次ぐ其算術の如

きに至りくは各校皆熟せり就中村山西學校及び朝神穗足兩校の如きは他校に超絶せり昇級する者七百二十四名  
 下等第八級より同第賞を得る者三百二十九名

山梨縣學事報告 第十五號

明治十年七月十三日發行

下等小學卒業試驗の景況

本月九日管下各小學校下等小學科通熟の生徒と師範學校に會集して試驗を施行す其人員凡十八名(校名人員は試驗表に詳なり)其對照は改正試驗法に據りて之を撰むと雖ども從前教則の屢變革に際し授くる所の學科異同あるを以

て儘斟酌する所あり試験者は各校教頭を以て之に充つ一  
 科終る毎に交代せり本日午前第七時開場第二次試より始  
 め算術暗算二題四則一題分數小數各一題諸等一題を試む  
 次に簡短文一題手簡文一題を試む其算術に正確實とべた  
 ものあり(式)を作れるに就きく云ふ(快速)驚くべきものあり  
 算言ふ就きて云ふ(其作文は皆通暢流麗叙え得て體裁あり  
 以上二課正午十二時に終る

午後第一時筆記問答を試む初め單語圖二箇(時計及び牛)を  
 問ひ名稱より成立種類部分功用等に及びり次に讀本中一  
 條(雪は何の凝結せえものなりや)日本地理中各二條(長崎港

の地勢北海道第一の大河)萬國地理書の中各二條(地球一年  
 の運動によりて何事を生ずるや)○政治區別(大綱は如何  
 日本畧史の中二條(後三年の戰應仁の亂)等を試み悉く筆記  
 せえめたるに皆筆に任せて速寫し些の滯滞なし以上諸科  
 午後第四時に終る

十日午前第七時尙筆記問答を試む即ち萬國史の中二條(如  
 安達克の佛王を救ひし顛末は如何)李唐の天下を得たるは  
 何人の功なりや)より始め線度形跡の中三則(曲線)地球儀の  
 中一所(及ぶ其問答体裁前日(異ならむ書取は單語圖中  
 六個(之を畧す)讀本中二所(之を畧す)を試む)習字は楷行草各

十字と試みたるに字畫端正筆法迢美絶佳觀るべきの書法あり

第一次は摘書八箇中訓義四箇より始め讀法講義に及べり

第一次は順次一名宛甲席より出て乙席入りしむ其讀法

は正瞭誤らず其講義は明快聞くべきもの多きに居る以上

諸科午後第五時に終る

褒賞は百十點を上とし以下と下とす其上賞を得たるもの

左の如志

山梨縣第四區山梨郡飯沼村二百二十九番地

士族日下正瞭長男



次	姓名	月 年	1 5	1 5	20	20	4 0	1 0		120	
	梁 木										
1	日下龜太郎	十四年一月	1 5	1 5	19	20	20 19	9		117	1
2	淺川國三	十一年二月	1 5	1 4	17	18	20 19	8		111	2
3	日下松二郎	十一年二月	1 5	1 4	17	13	18 18	7		102	15
4	矢崎富太郎	十三年八月	1 5	1 4	17	20	19 17	7		109	5
	琢 美										
5	雨宮榮太郎	十三年四月	1 5	1 4	18	17	19 20	7		110	4
6	奥野政太郎	十三年七月	1 5	1 4	17	15	17 20	7		105	13
7	清水秀太郎	十五年	1 4	1 4	17	12	17 20	7		101	16
8	名取てる	十三年五月	1 4	1 4	17	16	16 19	8		104	14
	相 生										
9	河西かつ	十三年九月	1 5	1 5	17	20	13 18	9		107	11
10	永井玄也ん	十三年一月	1 5	1 4	19	18	13 19	10		108	10
11	鯉淵さと	十二年三月	1 5	1 4	17	16	19 19	9		109	6
12	相川たか	十四年九月	1 5	1 5	19	18	11 20	8		106	12
13	風間かね	十年七月	1 5	1 5	18	17	10 18	8		101	17
	市 川										
14	秋山喜藏	十三年四月	1 4	1 3	17	19	18 19	9		109	7
15	一ノ瀬甲子郎	十三年	1 5	1 3	19	20	14 20	8		109	8
	大 里										
16	横谷秀藏	十二年六月	1 5	1 5	20	13	17 20	9		109	9
17	三神みつ	十一年八月	1 5	1 5	19	15	19 20	8		111	3
	津 向										
18	宮澤義作	十年八月	1 3	1 3	19	20	10 19	5		99	18

賞

初學須知

梁木學校生徒

日下龜太郎

十四年一月

山梨縣第一區山梨郡柳町三丁目十番地

平民淺川友八五男

賞

初學須知

梁木學校生徒

淺川國三

十一年三月

山梨縣第三區巨摩郡大里村七十七番地

平民三神有長長女

賞

初學須知

大里學校生徒

三神みつ

十一年八月

山梨縣第一區山梨郡和田平町三十四番地

平民雨宮尙七長男

賞 初學須知 琢美學校生徒 雨宮 榮太郎

十三年四月

山梨縣第一區山梨郡若松町十番地

平民矢崎與兵衛長男

賞 万国史畧 梁木學校生徒 矢崎 富太郎

十三年八月

山梨縣第一區山梨郡錦町九番地

士族鯉淵忠常次女

賞 万国史畧 相生學校生徒 鯉 淵 さと

十二年三月

山梨縣第廿一區八代郡市川大門村七百卅二番地

平民秋山眞喜長男

賞 万国史畧 市川學校生徒 秋 山 喜 藏

十三年四月

山梨縣第廿一區八代郡市川大門村五百四十三番地

平民一瀬勘左衛門長男

賞 万国史畧 市川學校生徒 一瀬 甲子郎

十三年



山梨縣第三區巨磨郡二川村八十八番地

平民橫谷正長男

賞 万國史畧

大里學校生徒

橫谷秀藏

十二年六月

山梨縣第四區山梨郡飯沼村二百九番地

士族永井達長女

賞 万國史畧

相生學校生徒

永井宏也

十三年一月

山梨縣第一區山梨郡泉町七番地

平民河西庄平二女

賞 万國史畧

相生學校生徒

河西かつ

十三年九月

山梨縣第一區山梨郡太田町十八番地

平民相川嘉兵衛三女

賞 万國史畧

相生學校生徒

相川たか

十四年九月

山梨縣第一區山梨郡山田町八十一番地

平民奥野榮兵衛長男

賞 万國史畧

琢美學校生徒

奥野政太郎

十三年七月

山梨縣第一區山梨郡山田町十三番地

平民名取稚樹三女

賞 万國史畧

琢美學校生徒

名 取 て る

十三年五月

山梨縣第四區山梨郡飯沼村二百二十九番地

士族日下正瞭次男

賞 万國史畧

梁木學校生徒

日 下 松 太 郎

十一年二月

山梨縣第一區山梨郡富士川町十番地

士族清水剛長男

賞 万國史畧

琢美學校生徒

清 水 秀 太 郎

十 五 年

山梨縣第一區山梨郡柳町一番地

平民風間伊七長女

賞 万國史畧

相生學校生徒

風 間 か ね

十 年 七 月

山梨縣第廿一區八代郡鴨狩津向村四十四番地

平民宮澤廣運長男

賞 万國史畧

津向學校生徒

宮 澤 義 作

十 年 八 月

山梨縣學事報告 第十六號

明治十年七月十六日發行

本縣第十七區湯島村の景況より教務監督遠藤宗義

湯島は山間の寒村に去て、鉄澤を距ると七里切石を距ること八里にして山路突兀甚運輸に不便なり此村は早川の上流に沿ひ上下の二村に分かき上湯島と稱するものは戸數二十五軒川の西岸にあり下湯島と稱するものは戸數三十七軒川の東岸に瀕し學校其下に位し上下の距離十一町許其路は早川に沿ふて絶崖に中腹に在り僅かに一綫路を通ずるのみ早川に架するに獨木橋を以て去て殆ど雙行を可か

らず地は米と生せず唯麥と粟とを産し人民賴て以て生命を保する而已敢て食の美服の麗と望まざ況や智識の開達をや今や學校の設けありて兒童の學大に進歩し望を後來に屬すべきものあり六月二十二日該村湯島學校生徒昇級試験を施行するに其生員は下等小學第八級八名あり讀法は通常あり但し土地の習慣に因りて一種に異調あり訓義は明瞭あり問答は精密あり書取は速寫誤らず字畫端正なり算術之熟せり

習字は運筆巧活あり

昇級する者八名賞と得る者五名

此校や開校爾來日猶淺く未だ三旬と出でざるに己に昇級試験を行ふとを得たるは生徒平素勤學の志厚きと教員の勉勵とに依る其點數を檢するも全點と一百點と定め優等即ち九十點以上を得るもの五名中九十五點以上を得五分の四即ち八十點以上を得たるもの二名八十九點を得たるもの一名而えて賞を得たるもの五名に賞は校費其生徒品行の正まき甲府接近の諸校に譲らす然れども始めて應接する禮の如き自ら

異なる所あり書籍器械の如き未だ完全整備にせざると雖も器械は師範學校の製に擬して更ふ不都合あるとなし本日參觀に出まもの男女及び温泉浴客等合して六十餘名あり村人語て曰く尙玄村人を去て兩三日以前より此舉あるを知らしめば本日の拜觀校舎の内立錐の地なかる可き今や繁農に際えて一村皆二三里外の深山に入り此盛舉を目せざる者あり必ず遺憾の想を爲さんと

○ 草摺學校生徒試験の景況より教務監督遠藤宗義

六月廿四日第十七區草摺學校生徒昇級試験を施行す其生員第八級より第七級迄合計二十二名あり  
 讀法は通常なり  
 講義は不熟なり  
 問答は稍疎あり  
 書取は通常なり  
 算術は第七級生の如きは熟せり第八級生の如きは不熟あり  
 習字は字畫端正ある者多し  
 昇級する者十二名賞を得る者三名落第する者八名(賞は校

費に出づ)

○

飯沼學校生徒試験の景況より教務監督太山勉  
 より開申の概畧

明治十年七月六日七日の兩日第四區飯沼學校生徒昇級試験を施行す其生員八級より一級に至る合計八十二名あり  
 讀法講義は皆熟せり  
 問答は通常あり然ども三級筆記問答の如きは頗る精密あり  
 書取は速寫誤らず  
 作文は命意正確なり一級生の如きは頗る見るに足るもの

わり

算術は六級五級を最とす

習字は見るべきもの多とす

昇級するもの八十一名落第一名賞を得るもの五十名(賞は

學區物理河野氏の注意み出づ)

該校生徒を試験其優劣を測るに六級を以て最

とす其最なる所以の原由と推考するに受持教員の

交換せざると専ら六級教場を擔當せるとにあり

山梨縣學事報告 第十七號

明治十年七月十四日發行

西野學校生徒昇級試験の景況  
西野學校生徒昇級試験を施行す其生員

第七級より三級まで合計二十名あり

讀法 講義 作文 書取 算術 習字 皆通常あり

問答は頗る細密聞く者をえて驚かしむ

昇級十七名落第三名賞を得るもの六名に賞は出づ

○

同八日第十四區豐學校に於て昇級試験を行ふ其生員豐學校は第六級より二級まで合計三十八名あり十日市場學校は第八級より六級まで合計八名なり

讀法講義は兩校相伯仲す

問答は豐學校第二級四級十日市場學校第六級生徒を優れりとする

書取作文は豐學校第六級二級最も熟せり十日市場學校生徒

徒の如き稍熟せり

算術は兩校相似たり

習字は豐學校第三級の如きは筆法巧活あり

昇級するもの三十三名落第一名豐學校賞を得る者六名は賞

教員の注意

○

同九日第十四區藤田學校に於て昇級試験を施行す其生員藤田學校は第八級より第三級に至る迄三十一名鏡中條學校は第三級より第二級に至る迄九名に於て合計四十名あり

讀法講義は鏡中條學校生徒最も明晰なり

問答は兩校優劣あり

書取作文は藤田學校を優とす

算術之藤田學校第七級熟せり鏡中條學校生徒は熟せり

習字は運筆巧利

藤田學校昇級するもの二十八名賞を得るもの十一名(賞は

學區総理の注意も出づ(落)第三名

鏡中條學校生徒昇級する者九名賞を得るもの六名(賞は校費に出づ)

以上各校生徒を試験し學力の優劣を比較するに優等あるものハ豐學校を以て第一と云鏡中條學校十日市場學校藤田の諸校之に次ぎ西野學校又之も次々品行の端正なるは西野學校を以て第一とす學科中の一科を以て論ずれば讀法講義問答は鏡中條學校を以て最優とす西野學校之に次々書取作文は豐學校を以て最と云鏡中條學校之に次々習字と藤田學校と最と云算

術は豐學校を以て最とし藤田學校之に次々

本年五月師範學校に於て全科卒業小學訓導に補するもの左の如き

室伏學校教頭 五等訓導 藤森 師道

山梨縣學事報告 第十八號

明治十年第七月十九日發行

於會學校試験の景況より教務監督富田精

七月六日第廿八區於會學校生徒昇級試験を施行す其生員下等第八級より第六級に至るまで合計三十名なり



第八級第七級頗る熟せり就中羅馬數字換字の如き速寫誤  
らす

第六級習熟す然れども算術は未熟なり

昇級する者廿七人落第するもの三人賞を得るもの十八人  
あり賞は監事事務掛教頭  
の注意に出づ

奥野田學校試験の景況 同

七月六日七日兩日第廿八區奥野田學校生徒昇級試験を行  
ふ其生員下等第八級より第三級に至るまで合計三十人な  
り

第八級第七級第六級各科習熟を但し書取は第六級と劣と

そ

第五級各科習熟す然れども作文は見るお足るものなま第

四級講義は稍疎あり地圖は未だ熟せず作文亦五級の如し

第三級講讀問答稍疎あり算術は稍熟す

昇級するもの二十八人落第するもの二人賞を得るもの十  
一人あり賞は校費  
に出づ

勝沼學校試験の景況 同

七月七日勝沼學校生徒昇級試験を行ふ其生員下等第八級  
より同第四級まで二十一人なり

第八級稍熟す書取は未だ熟せず

第六級 講讀問答稍熟す 書取算術は習熟せず

第四級 講讀稍熟と問答は随問即答算術は頗る熟せり

作文は見るに足るものあり

昇級するもの二十一一人賞を得るも比十八人あり(賞は校費

よ出づ)

市川高田兩學校試験の景況より教務監督富田精

七月十四日第廿一區市川高田兩學校生徒昇級試験を行ふ

其生員下等第八級より第二級に至るまで合計五十人内十

人は高田學校生徒なり

第八級 市川高田兩校生徒讀法問答は執れも習熟と書取は高田校生

徒を優きりとし

第七級 市川校生徒以下 尽各科習熟と

第六級 各科習熟と然きども算術問題は未熟あり

第五級 各科習熟せりと雖算術作文は未だ熟せず

第三級 各科習熟す就中間答は随問即答一の滯滞なし

第二級 講義稍疎なり問答は頗る習熟と

昇級するもの五十人賞を得るもの四十一人(内九名は高田

校生徒)あり(賞は區戸長事務掛等の注意に出づ)

山梨縣學事報告 第十九號

明治十年七月廿一日發行

明治九年本縣下小學調查表別冊の通り刻成ふ付各小學校へ一部宛配賦す

○

山梨縣衛生報告第四號 明治十年 第七月

病院衛生報告を今より山梨縣衛生報告と改正す

滋養物を適度に食するの續

酒類は少量に用れば精神と鼓舞し血の循環を旺盛と一時  
心思を愉快ならしむるのみならず努力等に堪へまむると  
雖も元と滋養物よあふざせば續て身心倦怠、精力沈壓等を  
起すものあり見る可也酒客の始めは騒ぎ終りは睡眠を  
催すものを且つ酒類は慣れ易きものされど次第又其の酒  
量と増さざれば前日の歡と得ること能はず若し其の歡と  
得ん爲に次第に増量すれば其の毒を血中に遺し全身肥満

衛生之旨

乙四一

して身軀自由ならず又腸胃の機能を變え食欲欠乏面貌も一變え智慮も亦衰憊し操作歩行も困難となり或ひは頓狂等不治危害の疾患を醸成に至る恐れ慎むべし但酒客急に飲酒を止むれば又之が爲に病を發することあり宜く漸を以て其量と減るべし又血の巡環衰弱氣力常に堪へ難き等の模様ある者は平日食事の時葡萄酒麥酒の類を適宜に用ひるを可とす是等の酒類は身軀の營養を増え消化の機を催進するの効あり

兒童の時嗜酒は大人に至れを自ら止む者ありと其兒の嗜好にまかせて小兒に飲酒を禁せざる父母あきども決て

小兒には酒を興ふべからざる血氣の充盛なる兒童に尙ほ憚なる酒を飲ましむれば血液の頭部や臟腑に鬱積して往々大病を誘發するものなきはあり

茶は小飲すれば精神と快よくし倦怠を忘れまめ又腸胃の消化力を補く然ども多飲すれば蛋白質と云ふもの胃中にて溶解するを妨飲食消化に宜からざる

脾胃も亦功害茶と同様なり

縣下のみにはあらざる共常用する銅製の釜鍋は害ある者あり殊に此の鍋を以て酸味の食物を煮るは甚だ宜からざる又塩水醬油等を入れて煮るも同様に去て銅の溶

解を促す銅分食物の滋養分と共に血中に入れば其の血液悪くあり生涯健康を保全せんと能はず去て腸胃を害す或ひは便秘麻痺水腫等を發せ終に救命すべからざるに至る尋常(白目)を鍍貼め其害を防ぐとも用ひざるの優れるには如かず但し純錫を溶き鍍貼せたるものは害なし鐵製の鍋釜は害なきのとならず鐵は身脈中の一成分殊に血中に多量に去て有益のものあれば平日食物を烹るには鐵製の器を用ふべし

因日青昆布は釜に昆布を入き煮熟する頃綠青せしもの酸化加へ攪擾去て后之を日に晒し乾き鉤削し細線とちまき若

煎汁を摻抹して再び日お乾したるものあり衆人其の色之美なるに愛で之を好めども緑青を以て製したるものかきば人身又害あると前に云ふが如し

○左の事件は樂目の外なきども暑熱に際すると以て茲に示論を

凡る動物は尿尿は暑氣の時箇殊に惡臭を放つ此の惡臭を嗅ぐによりて百般の疾病と醸そとあり世人其の惡臭を惡めども之が原因とありて發する病あるを知らず(こられ)痢病等の蔓延するは病者の尿尿其の所置宜しからざるに因ると最も多し依て近年人ありく尿尿の惡臭を防ぐの藥

を發明し是と臭氣止と稱す(即ち當病院に於て製するものも同効)此の薬を尿管の中に入を置く時は毫も其の悪臭を放つとなく又其尿管を以て植物と培養するに其成育の功尋常の尿管を用るよりも優るものなり(是を屢經驗する處にして疑を容れざる處なり)世人速に之を購求えて尿管を所置すべし

製絲するの家毎に其れ腐敗に罹りたる蠶蟲を道路に晒し又番等に運搬すれども思ふに其悪臭空氣中に混れて人體を損害し、病毒を醸すの恐をあれば蠶蟲を晒すには人家を隔る場所に於て又運搬する時には蓋をあまたる桶等を

を用ひ其の臭氣の漏るると注意すべし(運搬する時には右に擧る防臭薬を撒布すべし能く悪臭を防ぐものあり)昨夏或る牛肉屋の前を通行するに臭氣鼻を撲つ因て之を問へば其臭氣は椽の下又は糞場へ投充する牛骨の腐敗するより發するあらんと云へり是第の臭氣は甚だ健康を害する者あまば牛骨等は必き遠隔の地に深埋すべしとあり去る五日本縣病院生徒試験に優等の者へ書籍を與へ除は甲乙の賞品を與へたり其姓名を左に記載す  
元書科生徒

優等 解部辭書 壹部

上野彦太郎

全	甲賞 洋紙	二百枚	大橋亦四郎
全	伴	依田 忠策	
全	大橋米一郎	長田 伊佐	
全	丸茂 文真	山縣 玄詮	
乙賞 洋紙	百五拾枚	三科隼太郎	
全	林 保平	三井 松造	

譯書科生徒

全	藤田 保	
全	田中 友治	
全	前島 專平	
優等 七葉新書	尾形 好秀	
一甲賞 郵紙	三百枚	石原 保作
全	古屋 宇宙	
乙賞 郵紙	二百枚	中澤 祐甫
全	矢崎 貞吉	
全	小川 安之輔	

山梨縣第一區甲府常盤町四番地

又新社々主

明治十年八月

傍訓並出版人

内藤傳右衛門

甲府八日町

五明堂

同柳町

井筒屋豐兵衛

山梨郡中牧村

芳賀用右衛門

同郡勝沼驛

萩原榮造

同郡日川村

志村權左衛門

同郡稻門村

内藤金兵衛

八代郡駒飼驛

風間五左衛門

同郡鴨狩津向村

内藤吉致

巨摩郡垂崎驛

清水彦左衛門

同郡明穂村

常盤竹代

同郡睦合村

伊奈平樹

同郡万澤驛

吉田富榮

同郡切石驛

佐野德平

賣 弘 所



同郡秋澤縣  
都留郡上野原縣  
同郡谷村

早川省三  
宮田秀實  
石村彌兵衛

價定  
金拾八錢

